

2024年 輸入統計品目表新旧対照表

新(2024年)				旧(2023年)					
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
[略]				[同左]					
04.01 }		[略]			04.01 }		[同左]		
04.07		殻付きでない鳥卵及び卵黄(生 鮮のもの及び乾燥、蒸気又は水 煮による調理、成型、冷凍その他 保存に適する処理をしたものに 限るものとし、砂糖その他の甘 味料を加えてあるかないかを問 わない。)			04.07		殻付きでない鳥卵及び卵黄(生 鮮のもの及び乾燥、蒸気又は水 煮による調理、成型、冷凍その他 保存に適する処理をしたものに 限るものとし、砂糖その他の甘 味料を加えてあるかないかを問 わない。)		
04.08					04.08				
0408.11		[略]			0408.11		[同左]		
0408.19		[略]			0408.19		[同左]		
0408.91		—その他のもの			0408.91		—その他のもの		
0408.99		—その他のもの			0408.99	000 2	—その他のもの		KG
	010 5	—生鮮のもの及び冷凍した もの(蒸気若しくは水煮 による調理をし又は成型 したものを除く。)		KG					
	090 1	—その他のもの		KG					
04.09		[略]			04.09		[同左]		
04.10		[略]			04.10		[同左]		
[略]				[同左]					
28.01 }		[略]			28.01 }		[同左]		
28.05		第2節 無機酸及び無機非金属 酸化物			28.05		第2節 無機酸及び無機非金属 酸化物		
28.06 }		[略]			28.06 }		[同左]		
28.10		その他の無機酸及び無機非金属 酸化物			28.10		その他の無機酸及び無機非金属 酸化物		
28.11					28.11				
2811.11 }		[略]			2811.11 }		[同左]		
2811.19		—その他の無機非金属酸化物			2811.19		—その他の無機非金属酸化物		
2811.21		[略]			2811.21		[同左]		
2811.22		[略]			2811.22		[同左]		
2811.29		—その他のもの			2811.29		—その他のもの		
	100 0	—四酸化二窒素及び二酸化 硫黄		KG			—四酸化二窒素及び二酸化 硫黄		
	900 2	—その他のもの		KG		110 3 120 6 900 2	—四酸化二窒素 —二酸化硫黄 —その他のもの		KG KG KG
28.12 }		[略]			28.12 }		[同左]		
28.25		第5節 無機酸の金属塩及び金 属ペルオキシ塩			28.25		第5節 無機酸の金属塩及び金 属ペルオキシ塩		
28.26 }		[略]			28.26 }		[同左]		
28.34		[略]			28.34		[同左]		

新(2024年)				旧(2023年)					
統計品目番 号	NACCS用	品名	単位		統計品目番 号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
28.35		ホスフィン酸塩(次亜りん酸塩)、ホスホン酸塩(亜りん酸塩)、りん酸塩及びポリりん酸塩(ポリりん酸塩については、化学的に単一であるかないかを問わない。)			28.35		ホスフィン酸塩(次亜りん酸塩)、ホスホン酸塩(亜りん酸塩)、りん酸塩及びポリりん酸塩(ポリりん酸塩については、化学的に単一であるかないかを問わない。)		
2835.10		[略] ーりん酸塩			2835.10		[同左] ーりん酸塩		
2835.22		[略]			2835.22		[同左]		
2835.26					2835.26				
2835.29	000 6	ーその他のもの		KG	2835.29		ーその他のもの		
						010 2	ー三ナトリウムのもの		KG
						090 5	ーその他のもの		KG
2835.31		[略]			2835.31		[同左]		
2835.39		[略]			2835.39		[同左]		
28.36		[略]			28.36		[同左]		
28.37		[略]			28.37		[同左]		
28.39		けい酸塩及び商慣行上アルカリ金属のけい酸塩として取引する物品			28.39		けい酸塩及び商慣行上アルカリ金属のけい酸塩として取引する物品		
2839.11		[略]			2839.11		[同左]		
2839.19		[略]			2839.19		[同左]		
2839.90	000 0	ーその他のもの		KG	2839.90		ーその他のもの		
						010 3	ーカリウムのもの		KG
						090 6	ーその他のもの		KG
28.40		[略]			28.40		[同左]		
28.41		オキソ金属酸塩及びペルオキソ金属酸塩			28.41		オキソ金属酸塩及びペルオキソ金属酸塩		
2841.30		[略]			2841.30		[同左]		
2841.50	000 1	ーその他のクロム酸塩及びニクロム酸塩並びにペルオキシクロム酸塩		KG	2841.50		ーその他のクロム酸塩及びニクロム酸塩並びにペルオキシクロム酸塩		
						010 4	ークロム酸塩(亜鉛又は鉛のものに限る。)		KG
						090 0	ーその他のもの		KG
2841.61		[略]			2841.61		[同左]		
2841.90		[略]			2841.90		[同左]		
28.42		[略]			28.42		[同左]		
28.53		[略]			28.53		[同左]		
29.01		第1節 炭化水素並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロ化誘導体			29.01		第1節 炭化水素並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロ化誘導体		
29.02		[略]			29.02		[同左]		
29.03		炭化水素のハロゲン化誘導体			29.03		炭化水素のハロゲン化誘導体		
2903.11		[略]			2903.11		[同左]		
2903.79		ー飽和脂環式炭化水素、不飽和脂環式炭化水素又はシクロテルペン炭化水素のハロゲン化誘導体			2903.79		ー飽和脂環式炭化水素、不飽和脂環式炭化水素又はシクロテルペン炭化水素のハロゲン化誘導体		

新(2024年)				旧(2023年)					
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
2903.81 } 2903.83 2903.89	020 5	[略] ---その他のもの ---ジブロモエチルジブロモシクロヘキサン及びテトラブロモシクロオクタン		KG	2903.81 } 2903.83 2903.89	010 2	[同左] ---その他のもの ---ジブロモエチルジブロモシクロヘキサン、テトラブロモシクロオクタン及びヘキサブプロモシクロドデカン		KG
	030 1	---ヘキサブプロモシクロドデカン(HBCD)		KG			[新規]		
	091 6	---その他のもの ---ペルフルオロシクロブタン(PFC-c318)		KG	091 6		---その他のもの ---ペルフルオロシクロブタン(PFC-c318)		KG
	099 †	---その他のもの [略]		KG	099 †		---その他のもの [同左]		KG
2903.91 } 2903.99 29.04 } 29.08		[略]			2903.91 } 2903.99 29.04 } 29.08		[同左]		
		第4節 エーテル、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド、アセタールペルオキシド、ヘミアセタールペルオキシド、ケトンペルオキシド、エポキシドで三員環のもの、アセタール及びヘミアセタール並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体					第4節 エーテル、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド、アセタールペルオキシド、ヘミアセタールペルオキシド、ケトンペルオキシド、エポキシドで三員環のもの、アセタール及びヘミアセタール並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		
29.09		エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド、アセタールペルオキシド、ヘミアセタールペルオキシド及びケトンペルオキシド(化学的に単一であるかないかを問わない。)並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 [略]			29.09		エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド、アセタールペルオキシド、ヘミアセタールペルオキシド及びケトンペルオキシド(化学的に単一であるかないかを問わない。)並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 [同左]		
2909.11 } 2909.20 2909.30	100 6	---芳香族エーテル並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 ---臭素化誘導体		KG	2909.11 } 2909.20 2909.30	110 2	---芳香族エーテル並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 ---臭素化誘導体 ---ペンタブプロモジフェニルオキシド及びテトラデカブプロモジフェノキシベンゼン		KG
	200 †	---その他のもの [略]		KG	190 5 200 †		---その他のもの [同左]		KG KG

新(2024年)					旧(2023年)				
統計品目番 号	NACCS用	品名	単位		統計品目番 号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
2909.41 }		[略]			2909.41 }		[同左]		
2909.60 29.10 }		[略]			2909.60 29.10 }		[同左]		
29.14		第7節 カルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体			29.14		第7節 カルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		
29.15		飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体			29.15		飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		
2915.11 }		[略]			2915.11 }		[同左]		
2915.13		一酢酸及びその塩並びに無水酢酸			2915.13		一酢酸及びその塩並びに無水酢酸		
2915.21 2915.24 2915.29		[略]			2915.21 2915.24 2915.29		[同左]		
	010 3	---その他のもの [削除]		KG		010 3	---その他のもの ---酢酸ナトリウム		KG
	090 6	---その他のもの		KG		020 6	---酢酸コバルト		KG
		[略]				090 6	---その他のもの		KG
2915.31 }		[略]			2915.31 }		[同左]		
2915.90 29.16 }		[略]			2915.90 29.16 }		[同左]		
29.29		第10節 オルガノインオルガニック化合物、複素環式化合物及び核酸並びにこれらの塩並びにスルホンアミド			29.29		第10節 オルガノインオルガニック化合物、複素環式化合物及び核酸並びにこれらの塩並びにスルホンアミド		
29.30 2930.10 }		有機硫黄化合物			29.30 2930.10 }		有機硫黄化合物		
2930.80 2930.90		[略]			2930.80 2930.90		[同左]		
	100 2	---その他のもの ---ジチオカルボナート(キサントゲン酸塩)		KG		100 2	---その他のもの ---ジチオカルボナート(キサントゲン酸塩)		KG
	910 0	---その他のもの ---ホレート(ISO)		KG		900 4	---その他のもの		KG
	990 3	---その他のもの		KG					
29.31 }		[略]			29.31 }		[同左]		
29.42 [略]		[略]			29.42 [同左]		[同左]		
33.01 }		[略]			33.01 }		[同左]		
33.03		[略]			33.03		[同左]		

新(2024年)					旧(2023年)				
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
33.04		美容用、メーキャップ用又は皮膚の手入れ用の調製品(日焼止め用又は日焼け用の調製品を含むものとし、医薬品を除く。)及びマニキュア用又はペディキュア用の調製品			33.04		美容用、メーキャップ用又は皮膚の手入れ用の調製品(日焼止め用又は日焼け用の調製品を含むものとし、医薬品を除く。)及びマニキュア用又はペディキュア用の調製品		
3304.10		[略]			3304.10		[同左]		
3304.30		—その他のもの			3304.30		—その他のもの		
3304.91		[略]			3304.91		[同左]		
3304.99		—その他のもの			3304.99		—その他のもの		
	010	2		KG (I.I.)			—クリームその他油、脂又はろうをもととした調製品		
						011	3	—化粧下	KG (I.I.)
						012	4	—乳液	KG (I.I.)
						019	4	—その他のもの	KG (I.I.)
	090	5		KG (I.I.)		090	5	—その他のもの	KG (I.I.)
33.05		[略]			33.05		[同左]		
33.07		[略]			33.07		[同左]		
[略]					[略]				
36.01		[略]			36.01		[同左]		
36.04		[略]			36.04		[同左]		
36.05		[略]			36.05		[同左]		
3605.00	000	0		KG (I.C.)	3605.00		マッチ(第36.04項の火工品を除く。)		
						100	2	—70本以下入りのもの	KG (I.C.)
						200	4	—その他のもの	KG (I.C.)
36.06		[略]			36.06		[同左]		
[略]					[略]				
37.01		感光性の写真用プレート及び平面状写真用フィルム(露光してないものに限るものとし、紙製、板紙製又は紡織用繊維製のものを除く。)並びに感光性の平面状インスタントプリントフィルム(露光してないものに限るものとし、まとめて包装してあるかないかを問わない。)			37.01		感光性の写真用プレート及び平面状写真用フィルム(露光してないものに限るものとし、紙製、板紙製又は紡織用繊維製のものを除く。)並びに感光性の平面状インスタントプリントフィルム(露光してないものに限るものとし、まとめて包装してあるかないかを問わない。)		
3701.10	010	4		SM	3701.10		—エックス線用のもの		
						011	5	—医療用のもの	SM
						019	6	—その他のもの	SM
	090	0		SM		090	0	—その他のもの	SM
3701.20	000	5	SM	KG	3701.20		—インスタントプリントフィルム		
						010	1	—感光性のシートが紙製、板紙製又は紡織用繊維製以外のもの	SM KG
						020	4	—その他のもの	SM KG
3701.30		[略]			3701.30		[同左]		
3701.99		[略]			3701.99		[同左]		
37.02		[略]			37.02		[同左]		
37.07		[略]			37.07		[同左]		

新(2024年)					旧(2023年)				
統計品目番 号	NACCS用	品名	単位		統計品目番 号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
[略]					[同左]				
51.01		[略]			51.01		[同左]		
51.02		[略]			51.02		[同左]		
51.03		羊毛、織獣毛又は粗獣毛のくず (糸くずを含むものとし、反毛した繊維を除く。)			51.03		羊毛、織獣毛又は粗獣毛のくず (糸くずを含むものとし、反毛した繊維を除く。)		
5103.10	000	4		KG	5103.10		羊毛又は織獣毛のノイル		
						010	0	羊毛のもの	KG
						090	3	その他のもの	KG
5103.20		[略]			5103.20		[同左]		
5103.30		[略]			5103.30		[同左]		
51.04		[略]			51.04		[同左]		
51.05		[略]			51.05		[同左]		
51.06		紡毛糸(羊毛製のものに限るものとし、小売用にしたものを除く。)			51.06		紡毛糸(羊毛製のものに限るものとし、小売用にしたものを除く。)		
5106.10	000	5		KG	5106.10		羊毛の重量が全重量の85%以上のもの		
						010	1	より数が1メートルにつき350以下のもの	KG
						090	4	その他のもの	KG
5106.20	000	2		KG	5106.20		羊毛の重量が全重量の85%未満のもの		
						010	5	より数が1メートルにつき350以下のもの	KG
						090	1	その他のもの	KG
51.07		[略]			51.07		[同左]		
51.13		[略]			51.13		[同左]		
[略]					[同左]				
62.01		[略]			62.01		[同左]		
62.02		[略]			62.02		[同左]		
62.03		男子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ(水着を除く。)			62.03		男子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ(水着を除く。)		
6203.11		[略]			6203.11		[同左]		
6203.29		ジャケット及びブレザー			6203.29		ジャケット及びブレザー		
6203.31		[略]			6203.31		[同左]		
6203.33		その他の繊維用繊維製のもの			6203.33		その他の繊維用繊維製のもの		
6203.39	100	3	NO	KG	6203.39	100	毛皮付きのもの	NO	KG
	200	5	NO	KG		210	再生繊維又は半合成繊維製のもの	NO	KG
						290	その他のもの	NO	KG
6203.41		[略]			6203.41		[同左]		
6203.49		[略]			6203.49		[同左]		
62.04		[略]			62.04		[同左]		
62.17		[略]			62.17		[同左]		
[略]					[同左]				
72.01		[略]			72.01		[同左]		
72.23		[略]			72.23		[同左]		

新(2024年)				旧(2023年)					
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
72.24		第4節 その他の合金鋼及び合金鋼又は非合金鋼の中 空ドリル棒			72.24		第4節 その他の合金鋼及び合金鋼又は非合金鋼の中 空ドリル棒		
72.25		[略]			72.25		[同左]		
7225.11		その他の合金鋼のフラットロール製品(幅が600ミリメートル以上のものに限る。)			7225.11		その他の合金鋼のフラットロール製品(幅が600ミリメートル以上のものに限る。)		
7225.50		[略]			7225.50		[同左]		
7225.91		—その他のもの			7225.91		—その他のもの		
7225.92		[略]			7225.92		[同左]		
	100	6		KG		100	6		KG
		—パイメタル(張合せ加工を行つたもので、ニッケルの含有量が全重量の10%を超えるものに限る。)					—パイメタル(張合せ加工を行つたもので、ニッケルの含有量が全重量の10%を超えるものに限る。)		
	200	1		KG		200	1		KG
	300	3		KG		300	3		KG
		—合金工具鋼のもの					—合金工具鋼のもの		
		—高速鋼のもの					—高速鋼のもの		
		—その他のもの				900	1		KG
	910	4		KG			—その他のもの		
		—合金化溶融めっきのもの(めっき層の鉄の含有量がめっき層の全重量の7%以上の均質な合金のものに限る。)							
	990	0		KG			—その他のもの		
7225.99		[略]			7225.99		[同左]		
72.26		[略]			72.26		[同左]		
72.29		[略]			72.29		[同左]		
		[略]					[同左]		
74.01		[略]			74.01		[同左]		
74.02		[略]			74.02		[同左]		
74.03		精製銅又は銅合金の塊			74.03		精製銅又は銅合金の塊		
7403.11		[略]			7403.11		[同左]		
7403.19		[略]			7403.19		[同左]		
		—銅合金					—銅合金		
7403.21		[略]			7403.21		[同左]		
7403.22		[略]			7403.22		[同左]		
7403.29		—その他の銅合金(第74.05項のマスターアロイを除く。)			7403.29		—その他の銅合金(第74.05項のマスターアロイを除く。)		
	010	1		KG		011	2		KG
		—課税価格が1キログラムにつき485円以下のもの					—銅・ニッケル合金(白銅)及び銅・ニッケル・亜鉛合金(洋白)		
						019	3		KG
	020	4		KG			—その他のもの		
		—課税価格が1キログラムにつき485円を超え500円以下のもの					—課税価格が1キログラムにつき485円を超え500円以下のもの		
						021	5		KG
							—銅・ニッケル合金(白銅)及び銅・ニッケル・亜鉛合金(洋白)		
	030	0		KG		029	6		KG
		—課税価格が1キログラムにつき500円を超えるもの					—その他のもの		
						030	0		KG
							—課税価格が1キログラムにつき500円を超えるもの		

新(2024年)					旧(2023年)				
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
74.04 ~ 74.19 [略]		[略]			74.04 ~ 74.19 [同左]		[同左]		
84.01 ~ 84.82 84.83		[略]			84.01 ~ 84.82 84.83		[同左]		
8483.10 ~ 8483.60 8483.90		ギヤボックスその他の変速機 (トルクコンバーターを含む。)、 伝動軸(カムシャフト及びクラ ンクシャフトを含む。)、クラン ク、軸受箱、滑り軸受、歯車、歯車 伝動機、ボールスクリュー、ロー ラースクリュー、はずみ車、プー リー(プーリーブロックを含 む。)、クラッチ及び軸継手(自在 継手を含む。)			8483.10 ~ 8483.60 8483.90		ギヤボックスその他の変速機 (トルクコンバーターを含む。)、 伝動軸(カムシャフト及びクラ ンクシャフトを含む。)、クラン ク、軸受箱、滑り軸受、歯車、歯車 伝動機、ボールスクリュー、ロー ラースクリュー、はずみ車、プー リー(プーリーブロックを含 む。)、クラッチ及び軸継手(自在 継手を含む。)		
	010 6	— 単独で提示する歯付きホイ ール、チェーンプロケットそ の他の伝動装置の構成部品及 び部分品		KG		010 6	— 単独で提示する歯付きホイ ール、チェーンプロケットそ の他の伝動装置の構成部品及 び部分品		KG
		— 自動車用のもの [削除]				020 2	— 船舶用の減速機(原動機に より駆動される軸が1分間 につき10,000回以上回転す ることができるものに限 る。)のもの		KG
	031 6	— その他のもの — — 無段変速機、クランク シャフト、はずみ車又は プーリー(プーリーブ ロックを含む。)のもの		KG		031 6	— その他のもの — — 無段変速機、クランク シャフト、はずみ車又は プーリー(プーリーブ ロックを含む。)のもの		KG
84.84 ~ 84.87 [略]		[略]			84.84 ~ 84.87 [同左]		[同左]		
85.01 ~ 85.41 85.42		[略]			85.01 ~ 85.41 85.42		[同左]		
8542.31 8542.32 8542.33		集積回路 — 集積回路 [略] [略] — 増幅器			8542.31 8542.32 8542.33		集積回路 — 集積回路 [同左] [同左] — 増幅器		
	010 † 090 †	— — 実装していないもの — — その他のもの		NO NO		010 †	— — 実装していないもの — — その他のもの		NO
						091 5 099 †	— — — ハイブリッド集積回路 — — — その他のもの		NO NO
8542.39 8542.90 85.43		[略] [略] [略]			8542.39 8542.90 85.43		[同左] [同左] [同左]		

新(2024年)				旧(2023年)					
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
85.44		電気絶縁をした線、ケーブル(同軸ケーブルを含む。)その他の電気導体(エナメルを塗布し又は酸化被膜処理をしたものを含むものとし、接続子を取り付けてあるかないかを問わない。)及び光ファイバケーブル(個々に被覆したファイバから成るものに限るものとし、電気導体を組み込んであるかないか又は接続子を取り付けてあるかないかを問わない。)			85.44		電気絶縁をした線、ケーブル(同軸ケーブルを含む。)その他の電気導体(エナメルを塗布し又は酸化被膜処理をしたものを含むものとし、接続子を取り付けてあるかないかを問わない。)及び光ファイバケーブル(個々に被覆したファイバから成るものに限るものとし、電気導体を組み込んであるかないか又は接続子を取り付けてあるかないかを問わない。)		
8544.11		[略]			8544.11		[同左]		
8544.49		[略]			8544.49		[同左]		
8544.60	000	2		KG	8544.60		—その他の電気導体(使用電圧が1,000ボルトを超えるものに限る。)		KG
						010	—自動車用のもの		KG
						090	—その他のもの		KG
8544.70		[略]			8544.70		[同左]		
85.45		[略]			85.45		[同左]		
85.49		[略]			85.49		[同左]		
[略]					[同左]				
94.01		[略]			94.01		[同左]		
94.04		[略]			94.04		[同左]		
94.05		照明器具及びその部分品(サーチライト及びスポットライトを含むものとし、他の項に該当するものを除く。)並びに光源を据え付けたイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品及びこれらの部分品(他の項に該当するものを除く。)			94.05		照明器具及びその部分品(サーチライト及びスポットライトを含むものとし、他の項に該当するものを除く。)並びに光源を据え付けたイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品及びこれらの部分品(他の項に該当するものを除く。)		
9405.11		[略]			9405.11		[同左]		
9405.39		[略]			9405.39		[同左]		
9405.41	000	0		KG	9405.41		—その他の電気式の照明器具		
						010	—サーチライト及びスポットライト		KG
						090	—その他のもの		KG
9405.42	000	6		KG	9405.42		—その他のもの(発光ダイオード(LED)光源とともに専ら使用するように設計されたものに限る。)		
						010	—サーチライト及びスポットライト		KG
						090	—その他のもの		KG
9405.49	000	6		KG	9405.49		—その他のもの		
						010	—サーチライト及びスポットライト		KG
						090	—その他のもの		KG
9405.50		[略]			9405.50		[同左]		
9405.99		[略]			9405.99		[同左]		
94.06		[略]			94.06		[同左]		
[略]					[同左]				